

「シストレ24MirrorTrader取引説明書」の一部改正について

下線部変更
(平成25年6月24日)

現 行			変 更 後		
(前 文) (省 略)			(前 文) (現行通り)		
(枠 内)			(枠 内)		
I～IV (省 略)			I～IV (省 略)		
V (省 略)			V (省 略)		
カバー先の商号	業務内容	監督当局	カバー先の商号	業務内容	監督当局
ジー・ケー・ゴー・フィナンシャル・サービス	証券業	シンガポール通貨庁	ジー・ケー・ゴー・フィナンシャル・サービス	証券業	シンガポール通貨庁
ドイツ銀行	銀行業	ドイツ連邦金融監督局	ドイツ銀行	銀行業	ドイツ連邦金融監督局
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	証券業	<u>英国金融庁</u>	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	証券業	<u>英金融行為機構</u> および <u>英健全性規制機構</u>
シティバンク、エヌ・エイ	銀行業	<u>米国および英国の金融監督庁</u>	シティバンク、エヌ・エイ	銀行業	<u>米国の金融監督庁</u> 、 <u>英金融行為機構</u> および <u>英健全性規制機構</u>
バークレイズ銀行	銀行業	<u>英国金融庁</u>	バークレイズ銀行	銀行業	<u>英金融行為機構</u> および <u>英健全性規制機構</u>
ユービーエス・エージー	銀行業	<u>スイス連邦銀行委員会</u>	ユービーエス・エージー	銀行業	<u>スイス連邦金融市場監督機構</u>
コメルツ銀行	銀行業	ドイツ連邦金融監督局	コメルツ銀行	銀行業	ドイツ連邦金融監督局
OCBC 証券	証券業	シンガポール通貨庁およびシンガポール取引所	OCBC 証券	証券業	シンガポール通貨庁およびシンガポール取引所
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル	金融商品取引業	<u>英国金融庁</u>	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル	金融商品取引業	<u>英金融行為機構</u> および <u>英健全性規制機構</u>
カンター・フィ	証券業	<u>英国金融庁</u>	カンター・フィ	証券業	<u>英金融行為機構</u> お

現 行			変 更 後		
ツツジェラル ド・ヨーロッパ			ツツジェラル ド・ヨーロッパ		よび英健全性規制 機構
VI～IX (省 略)			VI～IX (現行通り)		
(本 文)			(本 文)		
1. (省 略)			1. (現行通り)		
2. シストレ24のルールおよび仕組みについて			2. シストレ24のルールおよび仕組みについて		
(1)～(3) (省 略)			(1)～(3) (現行通り)		
(4) 取引の方法			(4) 取引の方法		
①取引通貨の種類および最小変動幅			①取引通貨の種類および最小変動幅		
(省 略)			(現行通り)		
※最小売買単位は、 <u>1万通貨</u> 単位とします。			※最小売買単位は、 <u>1千通貨</u> 単位とします。		
※「最小変動幅× <u>10,000</u> (円/米ドル/カナダドル/ スイスフラン/NZドル/ポンド/豪ドル)」の差損 益金が発生します。			※「最小変動幅× <u>1,000</u> (円/米ドル/カナダドル/ スイスフラン/NZドル/ポンド/豪ドル)」の差損 益金が発生します。		
② (省 略)			② (現行通り)		
③基準価格および証拠金額			③基準価格および証拠金額		
(a) (省 略)			(a) (現行通り)		
(b) (省 略)			(b) (現行通り)		
クラス名	証拠金預託額	発注数量上限	クラス名	証拠金預託額	発注数量上限
10kクラ ス	50万円未満	10k (=1万通貨) ※発注数量は <u>10kのみ</u> の設定	10kクラ ス	50万円未満	10k (=1万通貨) ※発注数量は <u>1k～10</u> <u>k</u> の範囲で設定可能
50kクラ ス	50万円以上 500万円未満	50k (=5万通貨) ※発注数量は <u>10k～50</u> <u>k</u> の範囲で設定可能	50kクラ ス	50万円以上 500万円未満	50k (=5万通貨) ※発注数量は <u>1k～50</u> <u>k</u> の範囲で設定可能
500kクラ ス	500万円以上	500k (=50万通貨) ※発注数量は <u>10k～500</u> <u>k</u> の範囲で設定可能	500kクラ ス	500万円以上	500k (=50万通貨) ※発注数量は <u>1k～500</u> <u>k</u> の範囲で設定可能
(省 略)			(現行通り)		
④手数料等			④手数料等		
(a) (省 略)			(a) (現行通り)		
(b)スワップポイント			(b)スワップポイント		
スワップポイントがマイナスの場合、スワップ ポイントが本口座の証拠金預託額から差引か れます。			スワップポイントがマイナスの場合、スワップ ポイントが本口座の証拠金預託額から差引か れます。 <u>また、円未満は付与されません。</u>		

現 行	変 更 後
<p>◇ (省 略)</p> <p>◇ (省 略)</p> <p>(c) 売買価格差 (スプレッド)</p> <p>(省 略)</p> <p>◇ 1取引あたりの売買価格差相当額の計算方法 「<u>売買価格差×10,000</u>」</p> <p>◇ (省 略)</p> <p>⑤～⑨ (省 略)</p> <p>(5) (省 略)</p>	<p>◇ (現行通り)</p> <p>◇ (現行通り)</p> <p>(c) 売買価格差 (スプレッド)</p> <p>(現行通り)</p> <p>◇ 1取引あたりの売買価格差相当額の計算方法 「<u>売買価格差×1,000</u>」</p> <p>◇ (現行通り)</p> <p>⑤～⑨ (現行通り)</p> <p>(5) (現行通り)</p>
<p>3. (省 略)</p>	<p>3. (現行通り)</p>
<p>4. シストレ24に関する重要事項</p> <p>(1)～(10) (省 略)</p> <p>(11) <u>2万通貨 (20k)</u> 以上の注文を発注する際は、次の点にご留意ください。</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③決済注文</p> <p>建玉の一部 (<u>50k</u> の建玉のうち <u>20k</u> など) を決済することはできません。また、分割約定した建玉は同じ決済シグナルによって決済注文が発注されます。なお、発注された決済注文は、原則全量約定しますが、分割約定する場合があります。決済注文が分割約定した場合、決済履歴で同じチケット番号が表示されます。</p>	<p>4. シストレ24に関する重要事項</p> <p>(1)～(10) (現行通り)</p> <p>(11) <u>2千通貨 (2k)</u> 以上の注文を発注する際は、次の点にご留意ください。</p> <p>①～② (現行通り)</p> <p>③決済注文</p> <p>建玉の一部 (<u>5k</u> の建玉のうち <u>2k</u> など) を決済することはできません。また、分割約定した建玉は決済シグナルによって決済注文が発注されます。なお、発注された決済注文は、原則全量約定しますが、分割約定する場合があります。決済注文が分割約定した場合、決済履歴で同じチケット番号が表示されます。</p>
<p>5. ～7. (省 略)</p>	<p>5. ～7. (現行通り)</p>
<p>8. 金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3)お問合せ・苦情受付窓口</p> <p>(省 略)</p> <p>サポートセンター</p> <p>〒105-0003東京都港区西新橋1丁目6番21号</p> <p>TEL 0120-729-<u>566</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>8. 金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決</p> <p>(1)～(2) (現行通り)</p> <p>(3)お問合せ・苦情受付窓口</p> <p>(現行通り)</p> <p>サポートセンター</p> <p>〒105-0003東京都港区西新橋1丁目6番21号</p> <p>TEL 0120-729-<u>365</u></p> <p>(以下現行通り)</p>

現 行	変 更 後
<p data-bbox="555 219 785 297">以上 <u>平成25年4月22日</u></p>	<p data-bbox="1273 219 1503 297">以上 <u>平成25年6月24日</u></p>